

## 議案第 80 号

北本市国民健康保険税条例及び北本市介護保険条例の一部改正について

北本市国民健康保険税条例及び北本市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 8 月 27 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市国民健康保険税条例及び北本市介護保険条例の一部を改正する条例

(北本市国民健康保険税条例の一部改正)

第 1 条 北本市国民健康保険税条例（昭和 46 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免の特例)

- 15 第 25 条第 2 項の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症に伴い納期限前 7 日までに同項に規定する申請書を提出することができないことにつき市長がやむを得ない事情があると認めた場合における同項に規定する申請期限については、市長が別に定める。

(北本市介護保険条例の一部改正)

第 2 条 北本市介護保険条例（平成 12 年条例第 21 号）の一部を次の

ように改正する。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免の特例)

第9条 第9条第2項の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に伴い納期限前7日までに同項に規定する申請書を提出することができないことにつき市長がやむを得ない事情があると認めた場合における同項に規定する申請期限については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(国民健康保険税に関する適用関係)

2 第1条の規定による改正後の北本市国民健康保険税条例附則第15項の規定は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期が到来する令和元年度分の国民健康保険税及び令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に納期が到来する令和2年度分の国民健康保険税について適用する。

(介護保険料に関する適用関係)

3 第2条の規定による改正後の北本市介護保険条例附則第9条の規定は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期が到来する令和元年度分の介護保険料及び令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に納期が到来する令和2年度分の介護保険料について適用する。